



平成 25 年 4 月 15 日

第 20 期火災予防審議会の答申について

平成 23 年 4 月に、都知事の諮問機関である「火災予防審議会」（会長 すがはら しんいち 菅原 進一 東京理科大学教授）に対し、二つのテーマについて諮問を行いました。

火災予防審議会では、人命安全対策部会と地震対策部会を設け 2 年間に渡る検討を行い、このたび、本諮問に対する答申がなされることから、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 日時

平成 25 年 4 月 18 日（木） 9 時 30 分から

2 場所

東京消防庁 本部庁舎 7 階会議室
千代田区大手町 1-3-5

3 答申内容

(1) 人命安全対策部会（部会長 はせみ ゆうじ 長谷見 雄二 早稲田大学教授）
「高齢社会の到来を踏まえた高層建築物等における防火安全対策のあり方」
（別紙 1）

(2) 地震対策部会（部会長 なかばやし いつき 中林 一樹 明治大学特任教授）
「大規模災害に備えた災害時要援護者の被害軽減方策」（別紙 2）

4 次第

- ・ 9 時 30 分 総会において長谷見、中林各部会長から答申内容説明
- ・ 10 時 20 分 採決・議事終了
- ・ 10 時 30 分 菅原会長から 北村 吉男 消防総監へ答申
菅原会長あいさつ
北村消防総監あいさつ
やまか あけみ 山加 朱美 東京都議会警察・消防委員会委員長あいさつ
- ・ 10 時 45 分 閉会
- ・ 11 時 00 分 記者会見
菅原会長あいさつ
質疑応答

5 その他

- (1) 報道機関向けレクチャーは、7階会議室前で9時10分から行います。
- (2) 取材の際は自社腕章を着用してください。
- (3) 資料については、当日配付します。
- (4) 取材を希望する社は、4月17日(火) 12時00分までに広報課報道係へご連絡ください。

問合せ先

予防課	予防対策担当		
電話	03-3212-2111	内線	4724
震災対策課	防災調査係		
電話	03-3212-2111	内線	3982
広報課	報道係		
電話	03-3212-2111	内線	2345



第 20 期火災予防審議会人命安全対策部会 答申（案）の概要

第 1 諮問の趣旨

現在、東京では、65 歳以上の高齢者の人口が増加し、平成 27 年には都民の約 4 人に 1 人が、平成 47 年には約 3 人に 1 人が高齢者という、極めて高齢化の進んだ社会の到来が見込まれている。また、「バリアフリー新法」や「東京都福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、全ての人が安全、安心及び快適に暮らすことができることを目指し、多くの建築物において、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた整備が進められている。

このように、歩行困難者等も利用しやすい建物環境が整っていく中、非常時においてもユニバーサルデザインの考えを取り入れた防火安全対策の検討が必要になってきていることから、中高層建築物における歩行困難者等の避難安全対策を中心に審議検討を行った。

第 2 答申（案）概要

「水平方向の避難対策」、「垂直方向の避難対策」、「消防活動支援対策」、「避難経路上のバリアフリー化対策」等の観点から問題点を抽出し、次のような防火安全対策について提言される予定である。

今後推進すべき対策への提言

①水平方向の避難対策（一時避難エリアの設置）

垂直避難が困難な歩行困難者等のため、消防隊が避難誘導を完了するまでの間、留まることができる、安全性が担保された「一時避難エリア」を原則として各階に設定することが必要である。

②垂直方向の避難対策（避難誘導用エレベーターを活用した避難対策の構築）

歩行困難者等が不安を抱き、一時避難エリアから再度居室に戻ろうとするなどの危険行動が起きないように、避難誘導のためのエレベーター（避難誘導用エレベーター）を活用するなど垂直方向の避難対策を講じることが望ましい。

③消防活動支援対策（防災センター等における歩行困難者等情報の集約）

歩行困難者等が勤務、居住等していることを把握できる事務所、共同住宅などでは、迅速な消防活動を支援するため、歩行困難者等の存する階、人数及び状態（車いす使用、歩行器使用、視力障がい等）などを事前に防災センター等に集約することが望ましい。

④避難経路上のバリアフリー化対策等

階の各部分から一時避難エリアまでの避難経路となる部分は、次のようなバリアフリー化対策をする必要がある。

- ・避難経路は、段差がなく、通行に支障のない幅員が確保されている。
- ・避難経路上の扉は、歩行困難者等に配慮したドアノブの形状や開き方向とする。

第20期火災予防審議会地震対策部会 答申（案）の概要

第1 諮問の趣旨

過去の大規模災害時に発生した人的被害において、高齢者を中心とした災害時要援護者（以下、要援護者という。）が高い割合を占めていたこと、高齢社会がますます進展する状況にあることなどから、大規模災害時に要援護者が受ける被害を軽減するために、その課題と対策を体系的に整理する必要があった。

要援護者の被害軽減に向けて消防機関は何ができるのか、要援護者の現状の把握やそこから見える課題、過去の事例等を踏まえつつ、被害の未然防止等の方策を検討し、「消防機関として行うべき」対策や関係機関との連携体制づくりを検討していくこととなった。

第2 答申（案）の概要

要援護者の被害軽減方策として東京消防庁が主に取り組むべきものを、防災意識の啓発、防火防災訓練及び防火防災診断とし、被害規模と切迫性から震災を最優先とした際の課題や取組のあり方が示された。

また、啓発資料『地震から命を守る「7つの問いかけ」』（以下、「7つの問いかけ」という。）、訓練推進マニュアルの作成及び総合的な防火防災診断手法の整備が行われた。

この結果を踏まえた提言（案）を以下に示す。

今後推進すべき対策への提言

① 災害時要援護者に対する防災意識啓発の推進

- (1) 「7つの問いかけ」を活用した防災意識啓発の推進
消防職団員が「7つの問いかけ」を積極的に活用
- (2) 災害時要援護者に係る防災対策の知識、技術の蓄積と反映
「7つの問いかけ」の更新、座談会や防火防災訓練等の改善
- (3) 防災意識啓発の推進のための情報発信・体験機会の拡大
防災館でのワークショップの開催など、意識啓発の機会を拡大

② 災害時要援護者に対する防火防災訓練の推進

- (1) 「訓練推進マニュアル」を活用した防火防災訓練の推進
消防職団員が「訓練推進マニュアル」を活用し、質の高い防火防災訓練を推進
- (2) 災害時要援護者も参加しやすい防火防災訓練の推進
要援護者が具体的な防災対策を考える契機となる防火防災訓練の展開
- (3) 災害時要援護者を防火防災訓練への参加を促す広報の推奨
ホームページでの訓練紹介、訓練推進用DVDの活用等

③ 災害時要援護者世帯における生活の安全化

- (1) 総合的な防火防災診断の推進
要援護者世帯における「火災」、「家庭内事故」、「震災」の危険を診断、住宅防火防災対策と併せて推進
- (2) 関係機関との連携による総合的な防火防災診断の継続的な実施
総合的な防火防災診断の定着化

④ 地域ぐるみの支援体制の構築

- ・ 座談会や訓練を通じて、要援護者に対する周辺住民の理解を促進
- ・ 地域のイベントや総合防災教育等の機会を活用した支援体制づくり